

議案第35号

逗子市営駐車場条例の廃止等について

逗子市営駐車場条例の廃止等に関する条例を次のように定める。

令和4年6月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市営駐車場条例の廃止等に関する条例

(逗子市営駐車場条例の廃止)

第1条 逗子市営駐車場条例（平成4年逗子市条例第3号）は、廃止する。

(逗子市営駐車場条例の一部改正)

第2条 逗子市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(定期使用の特例)

2 令和4年4月1日以降に開始する定期使用については、第9条ただし書中「1箇月を単位とする」とあるのは、「2日以上6月以下の期間の」と読み替えるものとする。

別表第2の備考に次のように加える。

4 定期使用の期間に1月未満の日数があるときの駐車料金は、当該定期使用の駐車料金の月額を30で除して得た額に1月未満の日数を乗じた額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）及び月額の和とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行し、改正後の逗子市営駐車場条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(提案理由)

市営駐輪・駐車場の管理運営主体を公益財団法人自転車駐車場整備センターに変更するに当たり、逗子市営駐車場条例を廃止するとともに、廃止するまでの間における定期使用の特例について規定する必要があるため提案する。